

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 2 6 日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等、移動の自粛について

令和 3 年 4 月 2 3 日に開催された第 6 2 回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府、兵庫県について緊急事態措置を実施すべき区域をするとともに、愛媛県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域としいずれも 4 月 2 5 日から 5 月 1 1 日までを実施期間とされ、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添 1～2 のとおり、救急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、催物の開催制限、施設の使用制限について依頼があり、さらに別添 3 のとおり、基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（中略）について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととされました。そして、政府対策本部で示された方針を受け持ち回り開催された第 2 4 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添 4 のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添について着実に実施して頂くとともに、貴会会員に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添 1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス緊急事態宣言等について」

（別添 1 別紙 1）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

（別添 1 別紙 2）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

(別添 1 別紙 3) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 4 月 9 日変更)

(別添 2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添 3) 移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添 4) 第 2 4 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示